

東京大学経済学図書館所蔵資料のデジタルデータについて

- (1) この画像データは、東京大学経済学図書館が所蔵する資料のうち、有価証券報告書をデジタル撮影したものです。
- (2) 利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化により、一部、文字の写りが悪いものを含んでいます。また、一部、オンライン公開に適さないと判断し、墨消処理した部分があります。
- (5) この画像データに関する質問等は東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。

連 結 財 務 諸 表

(昭和59年6月29日提出の証券取引法
第24条第3項に基づく報告書の添付書類)

連結会計年度 自 昭和57年4月 1日
至 昭和58年3月31日

自 昭和58年4月 1日
至 昭和59年3月31日

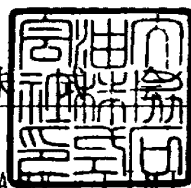
大 蔵 大 臣 殿

昭和59年7月31日提出

会 社 名 大 協 石 油 株 社

英 訳 名 DAIKYO OIL COMPANY, LIMITED

代 表 者 の 取締役社長 中 山 善 郎
役職・氏名



本店の所在の場所 東京都中央区八重洲二丁目4番1号 ・ 電話番号 東京(274)5211大代表

連絡者 経理部長 山 下 康 之

もよりの連絡場所 本 店 に 同 じ 電話番号 本 店 に 同 じ

連絡者 本 店 に 同 じ

1. 本連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年10月30日大蔵省令第28号。)に基づいて作成している。

なお、本連結財務諸表の金額の表示は、百万円未満切り捨てとして記載した。

2. 証券取引法第193条の2の規定に基づき、当連結会計年度（自 昭和58年4月1日 至 昭和59年3月31日）の連結財務諸表について新和監査法人の監査を受け、別紙のとおり監査報告書を受領した。

監 査 報 告 書

大 協 石 油 株 式 会 社

取締役社長 中 山 善 郎 殿

昭和59年7月20日

新 和 監 査 法 人

代表社員

関与社員

公認会計士

嶋田吉雄 

関与社員

公認会計士

石井賢郎 

東京都中央区京橋1丁目2番1号 大和八重洲ビル

当監査法人は、証券取引法第193条の2に基づく監査証明を行うため、以下に掲げられている大協石油株式会社の昭和58年4月1日から昭和59年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書について監査を行った。

この監査に当って、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。なお、非連結子会社及び関連会社株式に対する投資額のうち、21,478百万円を占めている持分法適用会社2社の財務諸表の監査は、他の監査人によって実施された。

監査の結果、連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、下記事項を除き前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、連結財務諸表の表示方法は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

記

- (1) たな卸資産のうち原材料の評価基準及び評価方法については、連結財務諸表作成のための基本となる事項に記載のとおり、当期より総平均法に基づく原価法に変更した。
- (2) 外貨建短期金銭債権債務については、連結財務諸表作成のための基本となる事項に記載のとおり、当期より取得時又は発生時の為替相場による円換算額を付することに変更した。

よって、当監査法人は、上記の連結財務諸表が、大協石油株式会社及び連結子会社の昭和59年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する連結会計年度の経営成績を適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

期 別 科 目		昭和58年3月31日現在			昭和59年3月31日現在		
		金 額		構成比	金 額		構成比
資 産 の 部				%			%
Ⅰ 流 動 資 産							
1. 現 金 及 び 預 金			46,834			46,654	
2. 受 取 手 形 及 び 売 掛 金	※1		123,979			118,474	
3 非連結子会社及び関連会社 受取手形及び売掛金	※2		52,922			36,051	
4. 有 価 証 券			1,826			473	
5. た な 卸 資 産			144,609			113,538	
6. 前 払 費 用			1,919			1,626	
7. 未 収 入 金			2,850				
8. 非連結子会社及び関連会社 未収入金			11,788			20,640	
9. そ の 他 の 流 動 資 産			5,347			9,086	
10. 非連結子会社及び関連会社 その他の流動資産			1,220			4,313	
11. 貸 倒 引 当 金			(-) 1,775			(-) 1,777	
流 動 資 産 合 計			391,522	73.8		349,082	75.2
Ⅱ 固 定 資 産							
(1) 有 形 固 定 資 産	※3						
1. 建 物 及 び 構 築 物		34,374				9,843	
減価償却累計額		15,271	19,103				
2. 油 槽		9,669				123	
減価償却累計額		6,766	2,903				
3. 機 械 及 び 装 置		59,104				2,230	
減価償却累計額		45,930	13,174				
4. 運 搬 具		400				39	
減価償却累計額		326	73				
5. 土 地			29,173			27,030	
6. 建 設 仮 勘 定			758			50	
7. その他の有形固定資産		3,118				559	
減価償却累計額		2,299	818				
有 形 固 定 資 産 合 計			66,006	(12.4)		39,876	(8.6)
(2) 無 形 固 定 資 産			415	(0.1)		165	(0.0)
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産							
1. 投 資 有 価 証 券			24,781			24,524	
2. 非連結子会社及び関連会社 株 式			26,729			32,921	
3. 長 期 貸 付 金			1,398			1,215	
4. 非連結子会社及び関連会社 長期貸付金			1,916			1,826	
5. 長 期 前 払 費 用			563			496	
6. 非連結子会社及び関連会社 長期未収入金			14,067			9,801	
7. その他の投資その他の資産			3,330			4,253	
8. 貸 倒 引 当 金			(-) 142			(-) 170	
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			72,644	(13.7)		74,869	(16.2)
固 定 資 産 合 計			139,065	26.2		114,911	24.8
Ⅲ 為 替 換 算 調 整 勘 定			1	0.0		4	0.0
資 産 合 計			530,589	100.0		463,997	100.0

(単位：百万円)

期 別 科 目		昭和58年3月31日現在			昭和59年3月31日現在		
		金 額		構成比	金 額		構成比
負 債 の 部				%			%
Ⅰ 流 動 負 債							
1.	支 払 手 形 及 び 買 掛 金		45,699			81,878	
2.	非連結子会社及び関連会社 支払手形及び買掛金		53,074			63,519	
3.	短 期 借 入 金		307,039			215,388	
4.	未 払 金		25,398			26,277	
5.	未 払 法 人 税 等					24	
6.	未 払 事 業 税 等					10	
7.	未 払 費 用		7,379			6,198	
8.	非連結子会社及び関連会社 未払費用		1,632			1,701	
9.	預 り 金		12,235			7,248	
10.	法人税及び住民税引当金		4				
11.	そ の 他 の 流 動 負 債		1,969			2,254	
流 動 負 債 合 計			454,433	85.7		404,502	87.2
Ⅱ 固 定 負 債							
1.	長 期 借 入 金		60,455			45,064	
2.	退 職 給 与 引 当 金		3,749			3,917	
3.	そ の 他 の 固 定 負 債		113			186	
固 定 負 債 合 計			64,318	12.1		49,167	10.6
Ⅲ 少 数 株 主 持 分			13	0.0		12	0.0
負 債 合 計			518,765	97.8		453,682	97.8
資 本 の 部							
Ⅰ	資 本 金		6,737	1.3		6,737	1.4
Ⅱ	資 本 準 備 金		3,670	0.7		3,670	0.8
Ⅲ	利 益 準 備 金		1,516	0.2		1,516	0.3
Ⅳ	欠 損 金		100	0.0		1,609	0.3
資 本 合 計			11,824	2.2		10,315	2.2
負 債 ・ 資 本 合 計			530,589	100.0		463,997	100.0

(2) 連結損益計算書

(単位：百万円)

期 別 科 目	自 昭和 57 年 4 月 1 日 至 昭和 58 年 3 月 31 日			自 昭和 58 年 4 月 1 日 至 昭和 59 年 3 月 31 日		
	金 額		構成比	金 額		構成比
I 売 上 高		1,344,894	100.0		1,285,354	100.0
II 売 上 原 価		1,270,857	94.5		1,222,053	95.1
売 上 総 利 益		74,036	5.5		63,300	4.9
III 販売費及び一般管理費						
1. 支 払 運 賃	17,808			17,393		
2. 外 注 作 業 費	9,237			9,576		
3. 給 料 及 び 賞 与	5,131			4,914		
4. 減 価 償 却 費	1,657			1,630		
5. 賃 借 料	5,480			5,211		
6. そ の 他 の 経 費	6,124	45,439	3.4	7,406	46,132	3.6
営 業 利 益		28,596	2.1		17,168	1.3
IV 営業外収益						
1. 受 取 利 息	4,683			4,446		
2. 有 価 証 券 利 息	190			1,711		
3. 受 取 配 当 金	1,439			606		
4. 為 替 差 益	9,094			8,750		
5. その他の営業外収益	3,779	19,186	1.4	4,234	19,749	1.6
V 営業外費用						
1. 支払利息及び割引料	39,910			33,960		
2. その他の営業外費用	6,102	46,012	3.4	2,077	36,037	2.8
経 常 利 益		1,770	0.1		879	0.1
VI 特別利益						
1. 固定資産売却益	6,966			8,592		
2. 投資有価証券売却益	1,309			817	9,410	0.7
3. その他の特別利益	746	9,022	0.7			
VII 特別損失						
1. 固定資産売却損	227			267		
2. 備蓄原油売却損				3,331		
3. 役員退職金支給額	173	401	0.0	73	3,672	0.3
税金等調整前当期純利益		10,392	0.8		6,617	0.5
法人税及び住民税額		4			24	
少数株主損益		0			0	
持分法による投資損益					142	
当 期 純 利 益		10,387			6,735	

(3) 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

期 別 科 目	自 昭和 57 年 4 月 1 日 至 昭和 58 年 3 月 31 日		自 昭和 58 年 4 月 1 日 至 昭和 59 年 3 月 31 日	
	金 額		金 額	
I 欠 損 金 期 首 残 高		10,487		100
II 欠 損 金 増 加 高 —持分法全面適用に伴う 期首欠損金増加高				8,239
III 当 期 純 利 益		10,387		6,735
IV 為替換算調整勘定(減算)		0		5
V 欠 損 金 期 末 残 高		100		1,609

連結財務諸表作成のための基本となる事項

	自 昭和 57 年 4 月 1 日 至 昭和 58 年 3 月 31 日	自 昭和 58 年 4 月 1 日 至 昭和 59 年 3 月 31 日
1. 連結の範囲に関する事項	本連結財務諸表は、連結財務諸表提出会社(以下、当社という)の子会社15社のうち主要な子会社であるシンガポール大協株式会社1社を連結している。 なお、大協エンジニアリング株式会社など非連結子会社14社については総資産、売上高及び利益等の観点からみて全体として連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないので連結の範囲から除いた。(資産基準では5.43%、売上高基準では3.56%)	本連結財務諸表は、連結財務諸表提出会社(以下、当社という)の子会社18社のうちシンガポール大協株式会社1社を連結している。 なお、非連結子会社17社のうちコスモ石油株式会社については昭和59年4月1日付で関連会社となったため、又その他16社については総資産、売上高及び利益等の観点からみて全体として連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除いた。
2. 持分法の適用に関する事項	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年10月30日大蔵省令第28号)附則第2項の規定により大協エンジニアリング株式会社など非連結子会社(14社)及び鹿島石油株式会社など関連会社(31社)に対する投資については持分法を適用せず原価法により評価している。	非連結子会社であるコスモ石油株式会社並びに関連会社であるアジア石油株式会社他2社の計4社に対する投資について「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令」(昭和56年4月22日大蔵省令第21号)に基づき、当連結会計年度より持分法を適用した。 なお、非連結子会社のうちコスモ石油株式会社を除く16社及び鹿島石油株式会社など関連会社29社に対する投資については重要性に乏しいため持分法を適用せず原価法により評価している。
3. 連結子会社の事業年度に関する事項	連結子会社の決算日と連結決算日は同一である。	同 左
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 移動平均法による原価法によっている。 (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法 (イ) 製商品及び半製品は、 総平均法に基づく原価法によっている。 (ロ) 原材料は、 先入先出法に基づく原価法によっている。 (ハ) 未着原材料は、 個別法に基づく原価法によっている。 (ニ) ドラムは、 移動平均法に基づく原価法によっている。	(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 同 左 (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法 (イ) 製商品及び半製品ならびに原材料は、総平均法に基づく原価法によっている。 たな卸資産のうち原材料の評価基準及び評価方法については、従来先入先出法に基づく原価法によっていたが、当期より総平均法に基づく原価法に変更した。この変更に伴い当期純利益は699百万円増加した。 (ロ) 未着原材料は、 個別法に基づく原価法によっている。 (ハ) ドラムは、 移動平均法に基づく原価法によっている。

	自 昭和 57 年 4 月 1 日 至 昭和 58 年 3 月 31 日	自 昭和 58 年 4 月 1 日 至 昭和 59 年 3 月 31 日
	(3) 有形固定資産の減価償却方法 当社は定率法を採用しており、シンガポール大協株式会社については定額法を採用している。 (4) 引当金の計上基準 (イ) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備える為、法人税法の規定による繰入限度相当額及び個別に取立不能見込額を考慮して計上することとしている。 (ロ) 退職給与引当金 当社については従業員の退職による支出に備える為、法人税法の規定による繰入れ及び取崩しを行なうこととしている。 なお、シンガポール大協株式会社は在外連結子会社であり、シンガポール国では退職給与引当金の制度がないため設定していない。 (5) 連結子会社の会計処理基準 連結子会社であるシンガポール大協株式会社はシンガポール法人であり同社の財務諸表はシンガポール国において一般に公正妥当と認められた会計処理基準に準拠して作成されている。 なお、その会計処理基準は我国の企業会計の基準におおむね一致している。	(3) 有形固定資産の減価償却方法 同 左 (4) 引当金の計上基準 (イ) 貸倒引当金 同 左 (ロ) 退職給与引当金 同 左 (5) 外貨建資産・負債の換算基準 外貨建短期金銭債権債務については取得時又は発生時の為替相場による円換算額を付することとしている。 外貨建短期金銭債権債務については、従来決算時の為替相場による円換算額を付していたが、当期より取得時又は発生時の為替相場による円換算額を付することに変更した。 この変更に伴い当期純利益は1,843百万円減少した。 (6) 連結子会社の会計処理基準 連結子会社であるシンガポール大協株式会社はシンガポール法人であり同社の財務諸表はシンガポール国において一般に公正妥当と認められた会計処理基準に準拠して作成されている。 なお、その会計処理基準は我国の企業会計の基準におおむね一致している。
5. 投資勘定と資本勘定との相殺消去に関する事項	親会社投資勘定と連結子会社資本勘定の相殺消去は、取得日を基準とする段階法によっている。 なお、投資消去差額は発生しない。	投資勘定と資本勘定との相殺消去は取得日を基準とする段階法によっている。 なお、重要な消去差額は原因分析を行ない原因が不明の場合は5年間で均等償却をしている。
6. 未実現損益の消去に関する事項	連結会社間の資産の売買に伴う未実現損益は全額消去し、全額親会社が負担している。ただし、たな卸資産について時価の低落を反映している未実現損失については消去していない。 なお、当連結会計年度においては、たな卸資産及び減価償却資産に含まれる未実現損益はない。	連結会社間の資産の売買に伴う未実現損益は、今期よりたな卸資産も含めて全額消去することとした。

	自 昭和 57 年 4 月 1 日 至 昭和 58 年 3 月 31 日	自 昭和 58 年 4 月 1 日 至 昭和 59 年 3 月 31 日
7. 在外連結子会社の財務諸表項目の換算に関する事項	外貨建取引等会計処理基準(昭和54年6月26日企業会計審議会)の三「在外子会社等の財務諸表項目」によっている。	同 左
8. 利益処分項目等の取扱いに関する事項	連結剰余金計算書は連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成している。	同 左
9. 法人税等の期間配分の処理に関する事項	税効果会計は適用していない。	同 左

表示方法の変更

自 昭和 57 年 4 月 1 日 至 昭和 58 年 3 月 31 日	自 昭和 58 年 4 月 1 日 至 昭和 59 年 3 月 31 日
	1. 貸借対照表において「法人税及び住民税引当金」として表示していた法人税及び住民税の未納付額並びに「事業税引当金」として表示していた事業税及び事業所税の未納付額に係る科目は、日本公認会計士協会監査第一委員会報告第45号により、当期よりそれぞれ「未払法人税等」「未払事業税等」として表示することに変更した。 2. 「未収入金」については、資産総額の5/100以下であるので、当期より流動資産「その他」に含めて表示することに変更した。 3. 「建物及び構築物」「油槽」「機械及び装置」「運搬具」「その他の有形固定資産」の各資産の「減価償却累計額」は当該各資産科目に対する控除科目として掲記していたが、当期より当該各資産の金額から減価償却累計額を直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することにし、当該減価償却累計額は一括して注記することに変更した。

注 記 事 項

(連結貸借対照表関係)

(単位：百万円)

	昭和 58 年 3 月 31 日 現在	昭和 59 年 3 月 31 日 現在
1. 受取手形割引高及び受取手形 裏書譲渡高		
受取手形割引高 (※1)	1 6 4	—
受取手形裏書譲渡高 (※1)	2 7	1 1
非連結子会社及び関連会社 受取手形割引高 (※2)	3 3 0	—
非連結子会社及び関連会社 受取手形裏書譲渡高 (※2)	1	0
2. 有形固定資産の減価償却 累計額 (※3)	—	1 2, 2 4 5

(1 株 当 り 情 報)

	自 昭和 5 7 年 4 月 1 日 至 昭和 5 8 年 3 月 3 1 日	自 昭和 5 8 年 4 月 1 日 至 昭和 5 9 年 3 月 3 1 日
1 株 当 り 純 資 産 額	8 7. 7 5 円	7 6. 5 5 円
1 株 当 り 当 期 純 利 益	7 7. 0 8 円	4 9. 9 8 円